

議案第70号

権利の放棄（病院事業診療費）について

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年2月26日提出

鳥取県知事 平井伸治

1 権利放棄の内容

平成30年7月17日から同月19日までの病院事業診療費に係る未納付額の請求権について、権利を放棄するものである。

2 権利放棄する金額

病院事業診療費 27,426円

3 相手方

債務者 東伯郡北栄町 個人

4 理由

債務者の裁判所による免責許可決定が確定し、破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項の規定により当該債権の回収が不可能であることから、権利を放棄しようとするものである。